

広情個審第52号

令和6年10月31日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年2月21日付け広島市指令国国第39号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第377号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年2月21日付け広島市指令国国第39号の諮問事案（諮問第377号事案）

令和5年10月30日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年11月13日付け広島市指令国国第26号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年11月17日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が上記の公文書開示請求に対して行った本件部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、団体又は法人の職員の役職・氏名の開示を行うとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 令和5年11月13日付けの公文書開示請求に対し実施機関が特定した公文書は、広島市が在大阪・神戸米国総領事館との間で姉妹公園協定についての協議をしたことに係る公文書であるところ、広島市は当該協議に参加した者について、「団体又は法人の職員」であるから、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）第7条第1号に該当するため非開示であるとした。

イ しかし、協定による交流には税金の支出が伴うわけであるから、誰がどのような意見を述べて協定が締結されたのかを知る権利が市民にはある。例え、その人物が公務員ではなく、「団体又は法人の職員」であっても、又は米国の市民であっても発言者の参画が協定の内容に反映されているのであるから、当該人物の名前・役職及び発言内容は公開されるべきものである。

ウ 実施機関が特定した公文書のうち、「平和記念公園とパールハーバーの姉妹公園について（状況報告）」以外の公文書は、姉妹公園提携に係る日米関係者の協議に係るものであり、当該協議は、国における「審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月27日付け閣議決定）」の「別紙4 懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」（以下「会合指針」という。）の示す「懇談会等行政運営上の会合」である。

エ 「懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名について（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議資料）」（以下「連絡会議資料」という。）によれば、「懇談会等行政運営上の会合の議事録等における発言者の氏名については、特段の理由がない限り、当該発言者が公務員であるか否かを問わず公開するものであることに留意する。」とあることから、当該協議への参加者の「役職・氏名」は公開すべきものである。

オ 今回、不開示とされている職員は日本の公務員ではなく、米国総領事も日本の公務員ではないが、日米の姉妹公園協定に係る発言の重さと責任を考えると、市民は協議に関わった参加者の「名前・職名」を知り、事後広島市の行政行為が適正に行われたかどうかを検証するための「知る権利」を有しているので当該情報は公開されるべきものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人からの令和5年10月30日付けの公文書開示請求に対し、本市は、「平和記念公園とパールハーバーの姉妹公園について（状況報告）」（以下「公文書1」という。）、「平和記念公園とパールハーバーの姉妹提携に関する米国総領事との協議（要点）」（以下「公文書2」という。）、「平和記念公園とパールハーバーメモリアルとの姉妹公園提携に関する米国総領事との協議内容について（要点）」（以下「公文書3」という。）、「平和記念公園とパールハーバー国立記念館との姉妹公園提携に関する米国総領事との協議内容について（要点）」（令和5年5月16日付けのもの）（以下「公文書4」という。）、「平和記念公園とパールハーバー国立記念館との姉妹公園提携に関する米国総領事との協議内容について（要点）」（令和5年5月19日付けのもの）（以下「公文書5」という。）及び「平和記念公園とパールハーバーメモリアルの姉妹公園提携に関する米国総領事による市長訪問（要点）」（以下「公文書6」という。）を対象文書として、本件部分開示決定を行った。
- (2) 対象文書のうち、不開示とした箇所は、「団体又は法人の職員の役職・氏名」である。当該情報は、開示することで、氏名や勤務先、居住区といった特定の個人を識別することができる「個人に関する情報」であり、原則として不開示とするものである。
- (3) 条例第7条第1号ただし書イ「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」は同条第1号の不開示情報から除かれ開示することとなるが、当該第三者から当該情報に関する開示の同意を得られなかったことから、条例第7条第1号の「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当すると判断し、不開示としたものである。
- (4) なお、請求人は、当該会議はいわゆる「懇談会等行政運営上の会合」に相当することから、当該協議への参加者の「役職・氏名」について開示を求めている。請求人が本件審査請求の対象とする公文書1から公文書6のうち、公文書1については、在大阪・神戸米国総領事館（以下「米国総領事館」という。）からの電話連絡の状況等について記した資料、公文書2から公文書6について

は、本市と米国総領事館の関係者が必要に応じて行った協議等の内容の要点を記した資料である。請求人によるところの「当該会議」とは、本市と米国総領事館との間で行ったこれら電話連絡又は協議等のことを示すものであり、会合指針に示されている「懇談会等行政運営上の会合」に相当するものではないため、審議会等の公開に係る措置に準ずるものには該当しない。

- (5) さらに、本市の「市民の市政参画の推進に関する要綱（平成22年1月1日施行）」（以下「参画要綱」という。）第15条に、審議会等の適正な運営について規定し、「市政運営上の意見交換等を行うため、要綱等の規定に基づき、学識経験者、市民等を構成員とする懇談会等」を審議会等の一つとして掲げている（同要綱第2項第2号）ところ、同様に、本市と米国総領事館との間で行ったこれら電話連絡又は協議等は、「市政運営上の意見交換等を行うため、要綱等の規定に基づき、学識経験者、市民等を構成員とする懇談会等」には当たらないため、同条第3項及び第4項で定める審議会等の会議の公開に関する規定を適用するものではない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令（中略）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 本件部分開示決定における対象公文書について

当審査会が見分するに、対象公文書は、3(1)のとおり請求人からの令和5年10月30日付け公文書開示請求に対し実施機関が行った本件部分開示決定に関する「公文書1」、「公文書2」、「公文書3」、「公文書4」、「公文書5」及び「公文書6」（以下「本件文書」という。）である。

以下、本件文書の不開示部分に係る不開示事由該当性について、検討する。

(4) 公文書2、公文書3、公文書4、公文書5及び公文書6の不開示部分について

公文書2、公文書3、公文書4、公文書5及び公文書6の不開示部分は、広島市と米国総領事館との間で行われた協議等に係る米国総領事館の職員と思われる2名の者の氏名・役職である。

ア 実施機関は、当該不開示部分は「団体又は法人の職員の役職・氏名」であることから、条例第7条第1号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分した内容及び実施機関に確認した内容によれば、当該2名の者は米国総領事館に勤務する者であると認められる。また、当該2名の者が自身の役職及び氏名を開示することに同意していると認められる事実はない。

したがって、当該2名の者の氏名・役職は、条例第7条第1号ただし書ア～エに規定する情報のいずれにも該当せず、当該不開示部分は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」であることから、同号の不開示事由が認められる。

イ この点に関し、請求人は、広島市と米国総領事館との関係者による協議が会合指針に示されている「懇談会等行政運営上の会合」に相当するとして、連絡会議資料のとおり、当該協議への参加者の「役職・氏名」は公開すべきものであると主張する。

しかし、会合指針及び連絡会議資料は、懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名についての国の公開又は非公開の運用等を示したものであり、そのまま地方公共団体に適用されるものではないため、条例に基づく開示の判断基準として会合指針及び連絡会議資料を用いなければならないものではない。

ウ また、広島市においては、参画要綱を定め、第15条第2項第2号で、「市政運営上の意見交換等を行うため、要綱等の規定に基づき、学識経験者、市民等を構成員とする懇談会等」を審議会等と規定し、その運営等について定めているが、広島市と米国総領事館との間で行われた協議等は、要綱を定めて行われたわけではないことなどから、同号の「市政運営上の意見交換等を行うため、要綱等の規定に基づき、学識経験者、市民等を構成員とする懇談会等」とはいえず、審議会等には当たらない。

なお、参画要綱の規定する審議会等に当たったとしても、連絡会議資料のように「発言者の氏名については、特段の理由がない限り、当該発言者が公務員であるか否かを問わず公開する」との規定は参画要綱には存在しない。

エ したがって、請求人の主張は、当該協議への参加者の役職・氏名を開示する根拠となるものではない。

オ 以上のとおり、当該不開示部分を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 公文書1の不開示部分について

公文書1の不開示部分は、米国総領事館からの電話連絡に関する状況報告に係る米国総領事館の職員と思われる者の氏名・役職である。

ア 請求人は、公文書1に記載されている不開示とされた者は日本の公務員ではなく、米国総領事も日本の公務員ではないが、日米の姉妹公園協定に係る発言の重さと責任を考えると、市民は協議に関わった参加者の「名前、職名」を知り、事後広島市の行政行為が適正に行われたかどうかを検証するための「知る権利」を有しているので当該情報は公開されるべきであると主張する。

この点、条例は、「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進すること」(第1条)を目的とするものであるところ、条例はまた、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない」(第3条)と規定していることからすれば、条例が定める不開示情報に該当するか否かをもって判断基準とすることが相当である。

イ 当審査会が見分した内容及び実施機関に確認した内容によれば、当該個人は米国総領事館に勤務する者であると認められる。また、当該個人が自身の役職及び氏名を開示することに同意していると認められる事実はない。

ウ したがって、当該個人の氏名・役職は条例第7条第1号ただし書ア～エに規定する情報のいずれにも該当しないため、当該不開示部分は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」であることから、同号の不開示事由が認められ、当該不開示部分を同号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(6) 請求人のその他の主張について

請求人は、その他種々の主張をしているが、これらは、いずれも当審査会の判断を左右するも

のではない。

(7) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| R 6 . 2 . 2 1 | 広島市指令国国第 3 9 号の諮問を受理（諮問第 3 7 7 号で受理） |
| R 6 ・ 4 ・ 1 2 (第 1 回審査会) | 第 3 部会で審議 |
| R 6 ・ 5 ・ 1 0 (第 2 回審査会) | 第 3 部会で審議 |
| R 6 ・ 6 ・ 1 9 (第 3 回審査会) | 第 3 部会で審議 |
| R 6 ・ 7 ・ 1 7 (第 4 回審査会) | 第 3 部会で審議 |
| R 6 ・ 8 ・ 2 1 (第 5 回審査会) | 第 3 部会で審議 |
| R 6 ・ 9 ・ 2 0 (第 6 回審査会) | 第 3 部会で審議 |
| R 6 ・ 1 0 ・ 2 2 (第 7 回審査会) | 第 3 部会で審議 |

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

| 氏 名 | 役 職 名 |
|----------------|------------------|
| 福 永 実 (部会長) | 広島大学大学院教授 |
| 松 田 健之介 | 弁護士 |
| 山 中 和 久 | 株式会社中国新聞社論説委員室主幹 |